

関市公金管理運用委員会設置要綱（令和7年7月17日決裁）

（設置）

第1条 公金の安全かつ効率的な管理及び運用について審議するため、関市公金管理運用委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- （1） 公金の管理及び運用に関する方針の決定に関する事項
- （2） 債券の購入及び売却の決定に関する事項
- （3） 預託先金融機関の経営状況に関する事項
- （4） 指定金機関及び収納代理金融機関の指定に関する事項
- （5） その他公金の管理及び運用に関し委員長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長をもって充て、副委員長は財務部長をもって充てる。

3 委員は、次の者をもって充てる。

- （1） 市長公室長
- （2） 協働推進部長
- （3） 健康福祉部長
- （4） 市民環境部長
- （5） 産業経済部長
- （6） 基盤整備部長
- （7） 教育委員会事務局長
- （8） 企画広報課長
- （9） 財政課長
- （10） 会計管理者
- （11） 会計課長

（委員長及び副委員長の職務）

第4条 委員長は、委員会を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として四半期に1回委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会計管理者は、会議で歳計現金及び基金の運用状況並びに含み損益の報告をする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月16日から施行する。